

第7期

# 藤井寺市

# いきいき長寿プラン

～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～

(平成30年度～平成32年度)

概要版



平成30年3月  
藤井寺市

※元号については、2019年5月1日の改元が予定されていますが、本計画が策定された2018年（平成30年）3月時点では新元号が未定であるため、2019年（平成31年）5月以降についても「平成」の表記を使用しております。

# 1 計画策定の趣旨

## 1-1. 現状と課題

介護保険がスタートして18年が経過し、介護保険は介護が必要な高齢者を支える制度として定着し、発展してきています。しかし、その一方でサービス利用者の増加により、介護給付費が増大し介護保険料も上昇しています。加えて、介護サービスの従事者不足等の課題もみられます。

また、2025年（平成37年）には団塊世代が75歳以上となり、2040年（平成52年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になることから、今後は高齢化が更に進行することが予想されています。

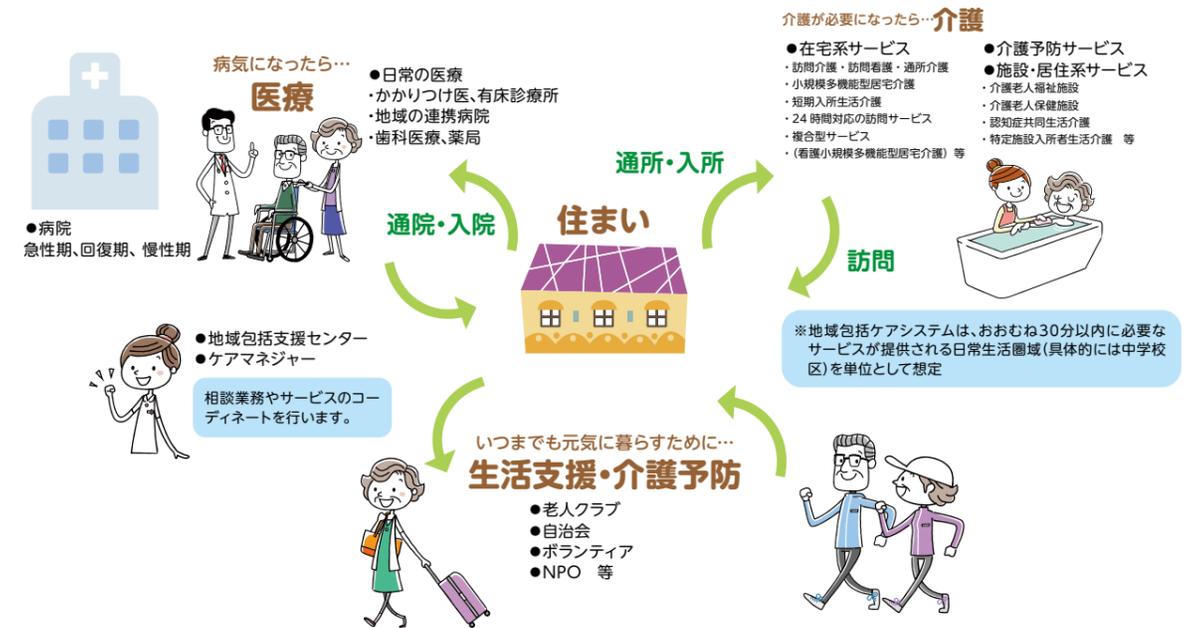
こうした状況を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

## 1-2. 藤井寺市の取組

本市では、平成27年3月に策定した「第6期藤井寺市いきいき長寿プラン」（以下、「第6期計画」という。）において、「健康で安心して暮らせる、生涯現役・長寿のまち」を基本理念として、2025年（平成37年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築等を目指して、介護保険事業や高齢者保健福祉施策に取り組んできました。

## 1-3. 計画策定の趣旨

今回の計画策定においては、これまでの取組を基礎として、第6期計画における地域包括ケアシステムに関する取組を更に推し進め、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、高齢者を含めたすべての市民の暮らしと生きがい・地域をともに創っていく地域共生社会の実現等を目標とする地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能性を確保し、本市の基本的な方針や取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、「第7期藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」（以下、「本計画」という。）を策定したものです。



# 2 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度として、平成32年度までの3年間で1期とする計画です。団塊の世代が75歳以上となる平成37年までの中長期的な視野に立った施策の展開を視野に入れ、保健・福祉施策を一体的に策定することとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	...	平成52年度	...
第6期企計画			第7期企計画 (本計画)			第8期企計画			第9期企計画					
											団塊の世代が75歳以上	団塊ジュニア世代が65歳以上		

## 3 計画の位置付け

### 3-1. 法令等の根拠

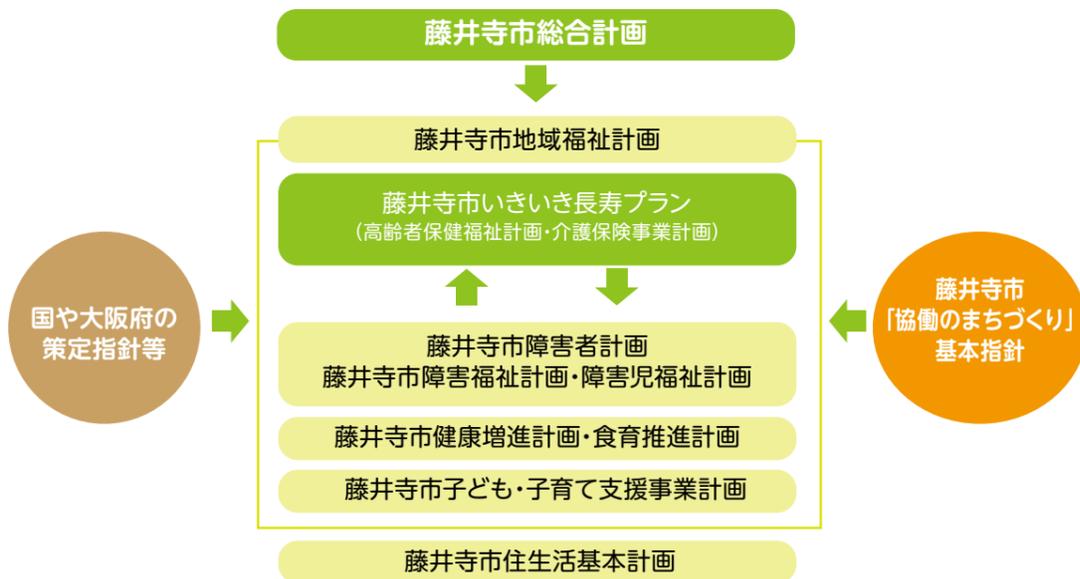
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

- 老人福祉法 第20条の8  
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 介護保険法 第117条  
市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### 3-2. 本市の他計画との位置付け

本計画は、「藤井寺市総合計画」の高齢者施策の部門別計画であり、国や大阪府の策定指針等を踏まえ、本市の福祉分野においては「藤井寺市地域福祉計画」を上位計画として、他の関連計画との整合を図り策定したものです。

また、本計画は市民や団体等と協力しながら各施策の実現を目指すものであり、その協働に向けた考えや方向性を示した、「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」にも基づきます。



## 4 計画の策定に向けて

### 4-1. アンケート調査の実施

本計画の策定に当たって、本市内の高齢者やその家族等の生活状況や健康状態、介護の状況等を把握し、地域の実態にあった計画を策定するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市民のうち、65歳以上高齢者及び在宅の要支援認定者	市民のうち、在宅の要支援・要介護認定者及びその家族
調査方法	郵送調査	
調査期間	平成29年6～7月	
配布数	2,500票	1,000票
有効回収数	1,664票	687票
有効回収率	66.6%	68.7%

### 4-2. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会の開催

被保険者や高齢者福祉の学識経験者、関係団体・機関等で組織された「藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会」を設置し、本計画の策定に向けて意見交換及び審議を行いました。

### 4-3. パブリックコメントの実施

市民からの意見を広く聴取し、その意見を本計画に反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

## 5 日常生活圏域について

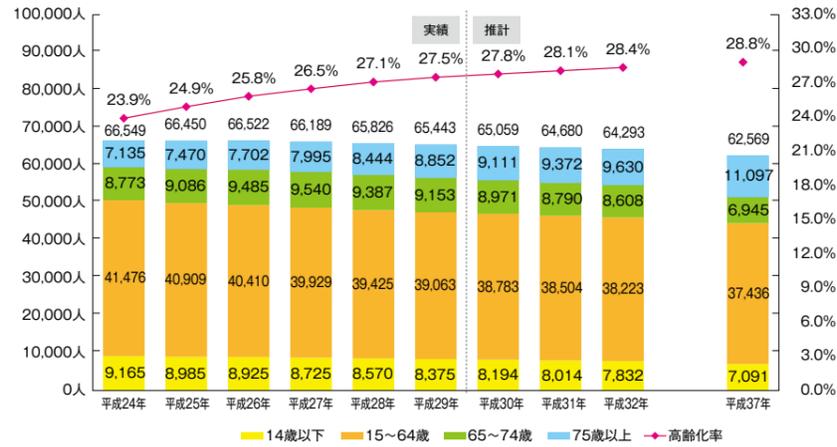
本市では、人口規模や市域、地域の特性、交通事情等を勘案し、引き続き、市全域を1つの日常生活圏域と設定します。今後も、市として統一的なサービスの提供を図るとともに、すべての利用者の方が満足できるようサービスの質の向上に引き続き努めます。

# 6

## 総人口と要介護（要支援）認定者の推移

### 6-1. 総人口の推移

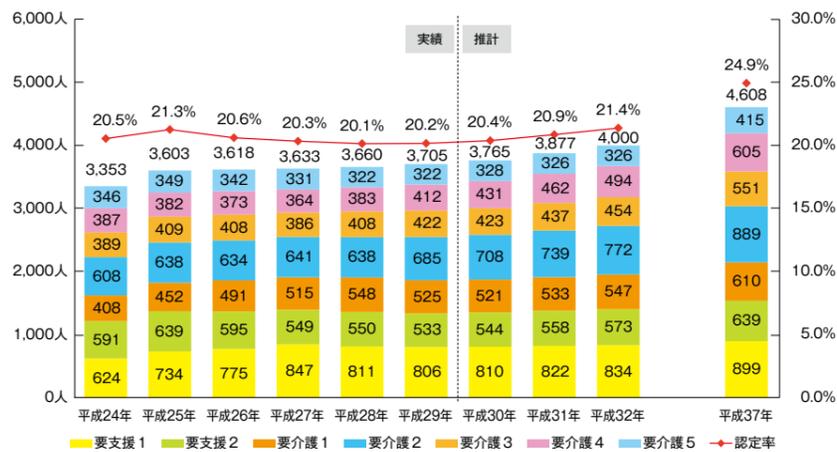
本市の人口推移をみると、総人口は平成26年まではほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降はわずかに減少傾向で推移しており、平成30年以降の将来人口の推計においても、同様に減少傾向が見込まれています。



※各年9月末時点。平成24～29年までは住民基本台帳より。平成30年以降は推計結果

### 6-2. 要介護（要支援）認定者の推移

要介護（要支援）認定者の推移をみると、認定者数自体は増加傾向にあるものの、認定率はわずかに減少しています。平成30年以降の将来推計においては、引き続き認定者数が増加するとともに、認定率についても増加することが見込まれています。



※各年9月末時点。平成24～29年までは介護保険事業状況報告より。平成30年以降は「地域包括ケア『見える化』システム」の推計結果より。認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の認定者数の合算。認定率は第1号被保険者に対する第1号被保険者の認定者の割合

# 7

## 基本理念

本計画の上位計画である「第五次藤井寺市総合計画」では、まちづくり重点戦略の1つとして「いきいき長寿プロジェクト」を設定し、「生涯現役のまちづくり」と「地域包括ケア体制の強化」に取り組んでいます。

また、保健・医療・福祉の分野においては、「すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり」という方向性を掲げ、高齢者福祉に関しては、「地域包括ケアシステムの強化」、「高齢者の心身機能の維持向上の推進」、「生活支援体制の充実」、「介護保険サービス、多様な支援の充実」、「生きがいつくりと社会参加の推進」という5つを主要施策として取り組んでいます。

本計画においても、「第五次藤井寺市総合計画」の取組を推進するとともに、第6期計画で構築に取り組んできた地域包括ケアシステムについて、より深化・推進していくために基盤の整備等を図るという観点から、第6期計画の基本理念を引き継ぎ、「健康で安心して暮らせる、生涯現役・長寿のまち」を本計画の基本理念と設定します。

本計画を、団塊世代が75歳以上となる平成37年を見据えた計画として位置付けるとともに、大阪府において要介護認定率や介護需要が更に高まっていくと予想される平成47年、平成52年も視野に入れた中長期的な観点から、地域包括ケアシステムを含めた介護保険サービスの基盤の整備等に努め、引き続き、多様な主体が協働して高齢者等を支え、市民が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるまちを目指します。



**基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化**

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域共生社会の考え方の浸透や地域包括支援センターの機能強化、見守り体制の強化等により、地域ぐるみで高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するとともに、地域の社会資源を有効に活用し、医療・介護・住まい及び日常生活の支援を行う地域包括ケアシステムの深化を目指します。

**基本目標 2 健康づくりと生きがいづくりの推進**

高齢者が健康を維持し、地域の活動へと参加していくことが生きがいづくりや役割づくりにつながり、参加すること自体が介護予防となります。高齢者の健康づくりや生活習慣病を含めた介護予防を推進するとともに、交流や学習の機会を提供することで社会参加と生きがいづくりの支援を行います。

**基本目標 3 高齢者の権利擁護とやさしいまちづくりの推進**

すべての高齢者の人権が尊重され、地域で安心して暮らし続けられるよう、虐待防止や認知症施策を含めた権利擁護に取り組むとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた福祉のまちづくりを推進します。

**基本目標 4 介護保険サービスと在宅サービスの充実**

支援を必要とする高齢者が、希望するサービス等の支援を適切に受けられるよう、様々なサービスに関する情報提供や相談支援等を推進するとともに、住み慣れた地域でサービスを受けて暮らし続けられるよう、介護保険サービスや在宅福祉サービスの充実、介護に取り組む家族等への支援の充実に取り組みます。

**基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化****1. 地域共生社会の実現に向けて**

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の考え方を、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方にも当てはめ、地域の日常的な課題等を「我が事」と受け止められるような地域づくりの推進や、様々な課題や相談に対して「丸ごと」対応していけるような環境及び体制の整備（場の創出や関係機関等とのネットワーク構築、適切な機関等へつなげられる体制の整備等）を通じて、包括的な支援体制の整備に努めます。

**2. 地域包括支援センターの機能強化****(1) 地域包括支援センターの機能強化**

高齢者の生活を支える総合機関として、高齢者の実態把握に努めながら、高齢者に関する総合的な相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャーに対する指導・助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を行います。

**(2) 地域包括支援センターの適切な運営**

地域包括支援センターの適正な運営を行うために、運営状況について自己評価を実施します。また、運営の公正・中立性の確保を図るため、「地域包括支援センター運営協議会」において、定期的に運営状況の評価及び改善策等の協議を行います。

**3. 地域ケア会議の推進****(1) 地域ケア会議の構成**

地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターにおいて困難事例等への支援のための個別地域ケア会議、高齢介護課において自立支援型地域ケア会議を運営します。

**(2) 地域ケア会議による地域包括ケアシステムの強化**

地域ケア会議を積み重ねることによって、専門職のスキルアップや地域における見守り体制の拡大、多職種ネットワークの強化等、様々な面での機能強化を図ります。

**4. 医療・介護連携の推進****(1) 医療・介護連携体制の強化**

地域包括支援センターを事務局として、関係機関や団体等が一堂に会した「医療・ケアマネネットワーク連絡会（通称：いけ！ネット）」が毎月開催されており、様々な課題について検討、協議、対応策の検討を行うとともに、ケアマネジャーを含む介護従事者と医療従事者の連携強化に努めます。

**(2) 医療計画との整合性の確保**

「大阪府地域医療構想」と、「大阪府高齢者計画 2018」及び本計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性の確保を図ります。

## 5. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針

高齢者の有する能力に応じた自立支援とその能力の維持向上に努めるという介護保険の理念の共有に向け、高齢者及び介護保険に携わる人々への啓発に努めます。

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

平成29年4月より、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービスへ移行しており、引き続き、地域における高齢者の自立支援に向け、以前のサービス内容に相当するサービスを提供しています。

また、地域ケア会議や生活支援コーディネーター、協議体による活動や検討を進めながら、本市の実情に応じた生活支援に資する多様なサービスが随時創出・展開されていくよう努めます。

### (3) 一般介護予防事業の推進

すべての高齢者を対象として、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進と、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援と介護予防、重度化防止を推進していきます。

## 6. 地域における生活支援体制の整備

地域ニーズや地域資源の把握、多様な関係者間のネットワーク構築を図ることにより、生活支援の担い手養成や地域における住民主体のサービス創出を目指します。また、問題意識を共有し、地域における課題解決に向けて住民とともに取り組むという基盤づくりを推進します。

## 7. 地域における見守り体制の強化

### (1) 高齢者セーフティネットの構築

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、社会福祉協議会を中心とした小地域ネットワーク活動を推進し、孤立防止や防犯対策、生活困窮にある方の早期発見等、地域におけるセーフティネットの構築・強化に取り組みます。

### (2) 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備

「藤井寺市地域防災計画」に基づいて「藤井寺市避難行動要支援者支援制度」を運用しており、今後も引き続き市民への制度の周知及び理解促進に努め、支援が必要な方の把握及び避難行動要支援者名簿・個別計画登録者名簿への登録と、災害時の支援体制の整備に取り組みます。

### (3) 地域の自主的な活動との連携

小地域ネットワーク活動に携わる方々のスキルアップ及び関係機関等を含めた連携強化等に努めるとともに、ボランティア連絡会を通じたボランティア活動の支援を行います。

### (4) 生活困窮者への支援

生活困窮に関する相談に対して、内容に応じて必要な専門機関等へつないで支援を行うとともに、市民に向けて生活困窮者自立支援法の周知・啓発を行います。

## 8. 人材の確保及び資質の向上

### (1) 介護離職ゼロの実現に向けて

国では、2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進していくこととしており、本市においても、介護離職ゼロに向けた整備目標を設定し、必要な環境整備等に取り組んでいきます。

### (2) 人材育成の推進

福祉に携わる人材のすそ野を広げていくため、幅広い年齢層への福祉意識の醸成に努めます。また、多様な人材の参入促進や資質の向上について、介護保険事業者連絡協議会等、事業者と情報の共有をし、人材育成の推進に努めます。

## 9. 住まいの安定的な確保

### (1) 高齢者の住居の安定確保

多様化する高齢者のニーズに対応した住宅の確保や入居に向けた支援に取り組むとともに、住宅改修制度の周知及び利用促進等を図ります。

### (2) 養護老人ホーム

### (3) 軽費老人ホーム

### (4) サービス付き高齢者向け住宅

(2)～(4)については、サービス提供事業所の動向や利用ニーズ等の情報収集に努めるとともに、制度内容等の情報提供を行います。

## 10. 高齢者福祉への理解促進

すべての市民が高齢者や介護の問題を自分自身の問題と認識し、高齢者に関する各種制度や福祉サービス等高齢者福祉に対する理解を深められるよう、周知・啓発に努めます。

### 1. 健康づくり・生活習慣病予防の推進

健康づくり・生活習慣病予防として、以下の取組を実施します。

- 健康手帳の交付      ● 健康教育      ● 健康相談      ● 健康診査
- 成人歯科健康診査      ● 在宅訪問歯科事業      ● 訪問指導

### 2. 生きがい活動と社会参加の促進

#### (1) ふれあい交流促進

高齢者相互の交流機会や場の充実を図るため、友愛訪問活動やシルバーフェスティバル等の老人クラブ活動の支援及び老人福祉センターの運営等を行います。

#### (2) 敬老事業の推進

鍼・灸・マッサージ・電気治療費助成及び金婚記念写真贈呈の実施と周知に努めます。

#### (3) 在日外国人高齢者福祉金の支給

在日外国人であって、年金制度上の理由により、国民年金の老齢年金等を受給できない高齢者に福祉金を支給します。

#### (4) 老人福祉センター事業

老人福祉センター（松水苑）において、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供します。

#### (5) 生涯学習活動・文化活動の促進

高齢者の多様なニーズや日常課題等に対応した学習機会の提供に努めるとともに、学習成果を地域における活動等へ生かせる仕組みづくりを検討します。

#### (6) 老人クラブの活動支援

老人クラブは高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加等の促進に欠かせないものであるため、各老人クラブの主体性を尊重しながら、老人クラブ活動の支援を行います。

#### (7) 「百歳（ひゃく）まで生きよう運動」の推進

老人クラブに対して市及び関係機関等が各種講座等を実施し、健康づくりや生きがいづくり、防災等に自主的に取り組む意識の醸成を図ります。

#### (8) 高齢者の働く場の確保への支援

シルバー人材センターと連携し、高齢者の働く場の確保に努めます。

### 1. 高齢者虐待防止の推進

#### (1) 虐待防止の普及・啓発

虐待問題についての理解を深め、虐待発生防止及び早期発見に向け、様々な媒体を活用した情報提供や相談窓口、通報の必要性についての周知・啓発を推進します。

#### (2) 早期発見・早期対応に向けたネットワークの強化

地域包括支援センターを中心に、関係機関・関係団体及び民生委員児童委員等の地域で活動している団体等と広く連携を取り、情報交換や情報共有を通じて地域におけるネットワークの強化を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

#### (3) 相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい体制や環境の整備に取り組みます。また、介護者の精神的な負担を軽減するよう支援を行います。

#### (4) 施設等による虐待防止の促進

実地指導等の際に虐待防止に関する情報提供を行うとともに、事業所に対して虐待防止及び身体拘束についての研修実施や職員のストレス対策等について指導を行い、虐待防止及び身体拘束ゼロに向けた普及・啓発に努めます。

### 2. 認知症施策の推進

#### (1) 新オレンジプランの推進

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方に基づいて、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携強化に取り組みます。

#### (2) 認知症への理解促進

認知症の方を地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、出前講座や市民の自主的な学習会、各種団体を通じた学習機会の充実や認知症ケアパスの普及・啓発等に努めます。また、地域で認知症の方やその家族を支えるボランティア等、互助組織等の活動を支援します。

#### (3) 医療連携及び早期発見・早期対応の推進

「認知症疾患医療連携協議会」に地域包括支援センターが参画し、関係機関との連携強化に努めます。また、「いけ！ネット」や「NICE！藤井寺親父パーティー」との連携、「地域ケア会議」を通じて、認知症の方の地域での生活支援に努めます。さらに、平成30年度より認知症初期集中支援チームを設置し、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートに取り組んでいきます。

#### (4) 認知症を支援する人材育成

地域で認知症の方やその家族を支え、温かく見守る「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座を開催するとともに、フォローアップ講座等を実施して認知症サポーターとして活躍する機会を提供していきけるよう努めます。

### (5) 介護者家族への支援の充実

介護を行う家族の精神的負担を軽減するため、介護者同士が交流する「介護者家族の会」や、専門職の講師を招いて、認知症とその介護に関する情報提供等を行う認知症家族セミナーを実施します。

### (6) 認知症高齢者の見守り体制の強化

認知症の高齢者が徘徊によって行方不明になった場合は、その家族が警察へ捜索を依頼することが最も重要ですが、本市では、「南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク」に参画しており、参加している7市2町1村と各市町村内のネットワークに情報提供を行い、徘徊高齢者の早期発見に努めます。

## 3. 権利擁護の推進

### (1) 成年後見等利用支援事業

認知症等により、成年後見制度の支援が必要にも関わらず申立てを行う親族等のいない方について、市長が代わりに申立てを行います。今後は高齢者の増加とともに、成年後見制度の利用が必要な方も増加すると考えられることから、成年後見制度及び成年後見等利用支援事業についての普及・啓発に努めます。

### (2) 日常生活自立支援事業

本市では、自己決定能力が低下し、1人では福祉サービスを利用できない認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、福祉サービスの利用手続きの代行等をするため、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を支援します。

## 4. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

### (1) 公共施設の整備

「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて、高齢者等に配慮した、整備・改修に努めます。

### (2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害のある人のニーズを的確に把握し、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

## 1. 介護保険サービスの充実強化

### (1) 事業者間の情報交換及び連携の確保のための体制整備

「藤井寺市介護保険事業者連絡協議会」に本市がアドバイザーとして参加し、介護保険制度に関する情報提供や「大阪府介護サービス情報公表システム」を通じたサービス提供体制等の情報開示の働きかけ、研修会開催等の支援を行います。

### (2) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や意識改革、課題共有、ケアマネジメント技術の向上等、ケアマネジャーに対する支援を行います。

### (3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減した場合、本市がその費用の一部を助成する制度の周知に努めます。

## 2. 地域密着型サービス等の充実・強化

### (1) 地域密着型サービスの充実

要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの利用希望者への情報提供や利用促進につながる情報発信等の推進、高齢者ニーズに応じた介護サービス事業者の参入促進に取り組みます。

### (2) 地域密着型サービス事業所への実地指導・監査

介護給付の適正化と事業所支援の観点から事業者へ実地指導を行い、必要に応じて監査を実施します。

## 3. 適正な介護給付の推進（第4期介護給付適正化計画）

国の「第4期介護給付適正化計画に関する指針」及び大阪府の「第4期大阪府介護給付適正化計画」を踏まえ、「第4期介護給付適正化計画」を策定し、段階的に介護給付の適正化に努めます。

## 4. 利用者本位のサービス提供の推進

### (1) 介護保険制度及びサービスに関する情報提供の充実

利用者がニーズに応じた介護保険サービスを選択できるよう、本市の広報紙やホームページ、ハンドブックやパンフレット等の多様な媒体や様々な機会を活用して、介護保険制度の趣旨及び制度改正の内容等に関する情報提供に努めます。

また、障害のある方や外国人の方に対しては、声の広報、点字や外国語のパンフレット等による情報提供を図ります。

### (2) 相談・苦情対応窓口の充実

市民が安心して介護保険を利用できるよう、本市の介護保険の相談担当窓口、地域包括支援センター等において、ニーズに即した円滑なサービス利用を支援します。また、居宅介護支援事業者、民生委員児童委員、介護まちかど相談薬局等の相談窓口の支援及び事業者の提供するサービスに関する苦情申立て等に対する、調整及び対応を行います。

### (3) 審査請求について

要介護認定結果や介護保険料について、どなたにも分かりやすい説明を心がけ、不服申立ての内容をよく理解し、納得していただけるよう誠実な対応に努めます。

### (4) 介護保険サービス未利用者に対する見守り

要介護認定を受けているが、何らかの理由により介護保険サービスを利用していない方で、サービスの利用意向がある方に対しては、適切なサービスが提供されるように情報提供を行います。また、その時点でサービス利用意向のない方に対しては、地域包括センター等と連携を図り、見守りを行うとともに、介護保険サービスに関する情報提供を行っていきます。

## 5. 在宅福祉サービスの推進

在宅福祉サービスとして、以下の事業を実施します。

- 寝具乾燥サービス
- 訪問理容・美容サービス
- 日常生活用具給付等
- みまもりホットライン
- 在宅高齢者紙おむつ等給付
- 生活支援型ホームヘルプサービス
- 生活支援型ショートステイ
- 在宅高齢者給食サービス
- 園芸福祉

## 6. 介護に取り組む家族等への支援の充実

### (1) 家族介護慰労金の給付

### (2) 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者等を介護している家族の負担の軽減を図るため、必要とされる介護保険サービス等の確保や介護に従事する家族の柔軟な働き方の確保、介護者への介護知識・技術の習得支援、介護者の交流機会の提供、総合的な相談支援の環境整備等について、本市の実情を踏まえた支援を検討します。

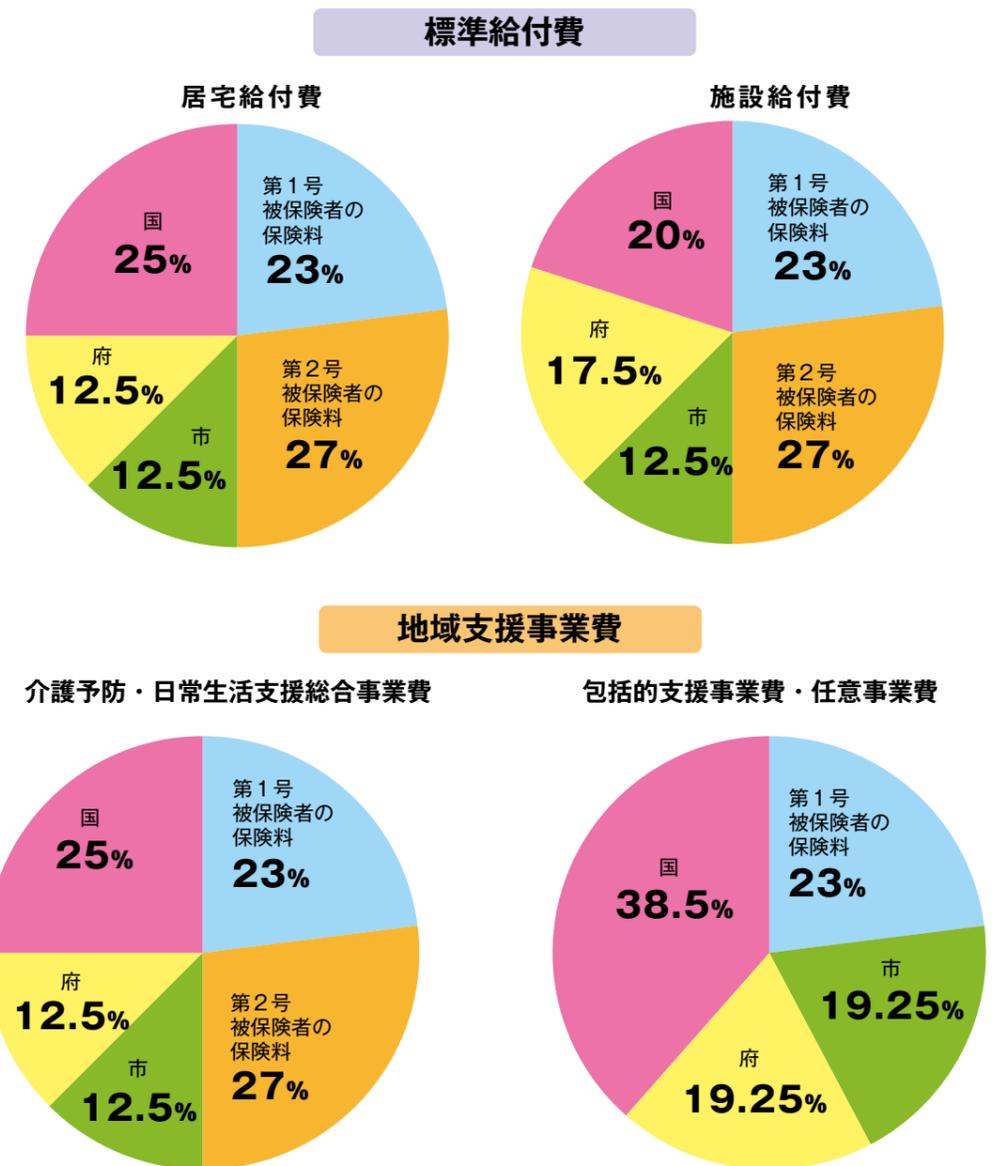
# 9

## 第7期計画期間の介護保険料

### 9-1. 介護保険事業にかかる給付の負担割合

第7期計画における各費用における財源の内訳は下図の通りです。

なお、高齢者数の増加及び第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率を考慮して、第1号被保険者の負担率が第6期計画の22%から第7期計画では23%へ改定されます。



## 9-2. 保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料の額は、下記の表に沿って算定しています。

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計	平成37年度
標準給付費見込額 (A)	5,528,131,231	5,865,033,863	6,241,709,848	17,634,874,942	7,088,159,492
地域支援事業費 (B)	410,715,000	412,482,000	414,314,000	1,237,511,000	423,308,000
第1号被保険者負担分相当額 (C = (A+B) × 23%)	1,365,934,633	1,443,828,648	1,530,885,485	4,340,648,767	1,877,866,873
調整交付金相当額 (D)	292,265,312	309,170,343	328,064,292	929,499,947	370,692,675
調整交付金見込額 (E)	288,758,000	314,735,000	349,717,000	953,210,000	430,745,000
準備基金取崩額 (F)				425,500,000	0
市町村特別給付費等 (G)	186,000	186,000	186,000	558,000	0
保険料収納必要額 (H = C + D - E - F + G)				3,891,996,714	1,817,814,548
予定保険料収納率 (I)				97.37%	97.37%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (J)	17,830	17,910	17,985	53,725	17,791
保険料基準額 (月額) (K = H ÷ I ÷ J ÷ 12)				6,200	8,745

※第1号被保険者負担分相当額の平成37年度の金額は、国の推計により第1号被保険者の負担割合が25%と予想されているため、C = (A + B) × 25%の金額となっています

## 9-3. 所得段階別保険料の設定

所得段階別の第1号被保険者の介護保険料の額は、以下のようになります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.45	2,790円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 × 0.7	4,340円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の方	基準額 × 0.75	4,650円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	5,580円
第5段階 (基準段階)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階以外の方	基準額 × 1.0	6,200円 (基準額)
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	7,440円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満の方	基準額 × 1.3	8,060円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の方	基準額 × 1.5	9,300円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上で450万円未満の方	基準額 × 1.7	10,540円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上で700万円未満の方	基準額 × 1.85	11,470円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	基準額 × 2.0	12,400円

## 10. 計画の推進体制

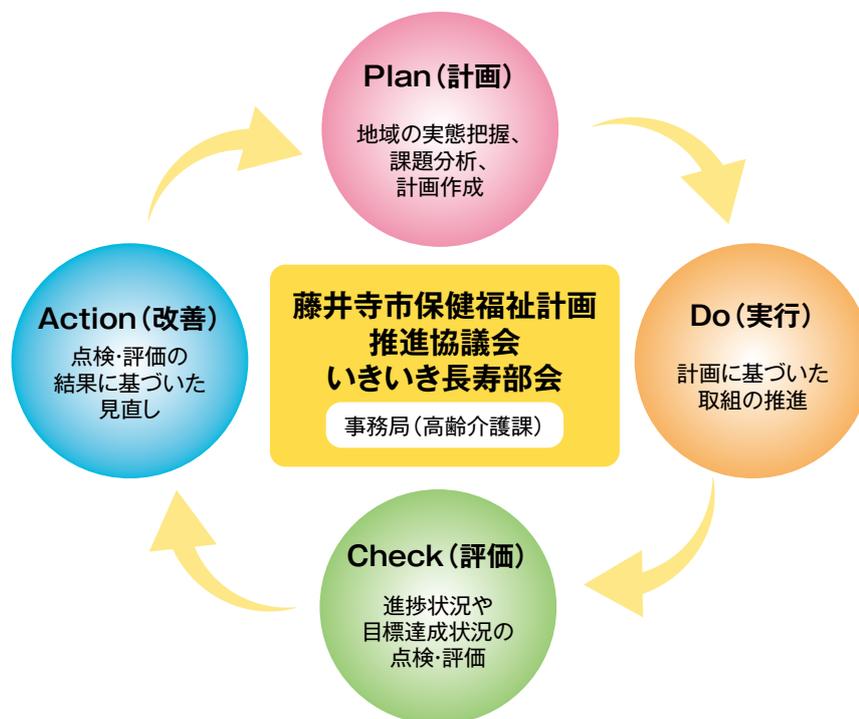
本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、保健福祉分野以外の様々な取組の実施が必要とされています。

そのため、本計画の円滑な推進に向けて、所管課である福祉部高齢介護課を中心として、庁内の関係各課と幅広い連携を図り、全庁的に取り組んでいきます。また、本計画の全市的な推進を図るという観点から、医療機関や社会福祉法人等の関係機関との連携強化にも努めます。

## 11. 計画の進捗管理

本計画を円滑に推進していくため、計画の進捗状況等を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

本計画では、本市における介護保険サービスの利用者・サービス供給量等の基礎的なデータの整理、市民ニーズや介護サービス事業所の状況等の把握に努めるとともに、市民や学識経験者、関係団体・機関等で構成される「藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会」において定期的に本計画の進捗状況の点検等を行い、適正な事業の運営と計画の推進に努めます。



### 第7期藤井寺市いきいき長寿プラン

～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～【概要版】

(平成30年度～平成32年度)

発行：藤井寺市

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号  
TEL：072-939-1111(代表)